

京都市告示第446号

京都市美術館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市美術館を臨時に開館します。

平成26年12月11日

京都市長 門川 大作

臨時に開館する日 平成27年3月9日

(文化市民局美術館)